

(案)

資料9

平成29年3月 日

府中市長 高野 律雄 様

府中市農業公園整備計画検討協議会
会長 筒井 敏彦

市民と農業とのふれあい等を目的とした農業公園の整備に
関する方針等を定める計画案について (答申)

平成28年11月22日付け28府生経発第133号で諮問のあったこのこと
について、別紙のとおり答申します。

(答申)

府中市農業公園の整備に係る基本方針素案

～「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」の実現に向けて～

平成29年3月

府中市農業公園
整備計画検討協議会

目 次

第1	策定の趣旨	1 頁
第2	市民の意識とふれあい農業推進施策の現状	
1	市民の農業・農地に対する意識	2 頁
2	ふれあい農業推進施策の現状	3 頁
第3	基本理念	4 頁
第4	設置する農業公園の特徴	
1	分散型による設置	5 頁
2	農業公園の立地	5 頁
3	拠点施設とサテライト施設	8 頁
4	特色ある農業公園づくり	8 頁
5	公設民営方式の導入と市民協働参画型の仕組みづくり	8 頁
第5	基本的な導入機能・利用方針等の検討	
1	各種農業施設の機能比較	9 頁
2	基本的な導入機能の検討	9 頁
3	基本的な利用方針の検討	10 頁
4	推定利用者数と農園規模の検討	11 頁
第6	各農業公園の方向性	
1	西府町農業公園	13 頁
2	南町農業公園	14 頁
3-1	小柳町農業公園①	15 頁
3-2	小柳町農業公園②	16 頁
第7	農業公園の整備・開設に向けて	
1	開設までのスケジュール	17 頁
2	地域における意見交換会の実施	17 頁
【参考資料】		
資料1	府中市農業公園整備計画検討協議会委員名簿	18 頁
資料2	府中市農業公園整備計画検討協議会の設置等に関する規則	19 頁
資料3	府中市農業公園整備計画検討協議会開催経過	20 頁

第1 策定の趣旨

本市では、平成26年度を初年度とする第6次府中市総合計画の基本目標の一つである「人を魅了するにぎわいと活力のあるまち」の基本施策として、都市農業の育成を掲げており、その実現のために実施すべき施策を示した第3次府中市農業振興計画（以下、「農業振興計画」といいます。）を平成27年1月に策定しました。

農業振興計画に掲げる将来像の「市民の笑顔をつくりだす 新しい府中の農業」の実現に当たっては、都市農業をとりまく環境が変化するなかで、市民が“農”に対して理解を深め、身近な自然、地域文化、ともに暮らす農業者とふれあうことが、本市のまちづくりや農業の将来にとって重要であるとの認識のもと、基本方針の一つとして「ふれあい農業の推進」を掲げ、農地・農業を通じた地域コミュニティが活性化されるような施策を進めていくこととし、そうした新たな取り組みの一つとして、市民と農業とのふれあい等を目的とした公園（以下、「農業公園」といいます。）の開設を農業振興計画上に位置づけています。

本方針は、こうした農業公園の整備・開設に向け、本市の基本的な方向性を定める方針として策定するものです。

【参考：本市の行政計画における農業公園の位置づけ】

▼第6次府中市総合計画

施策77「農業とふれあう機会の拡充」において、施策の方向性を「農業公園を開設し、市民が農業とふれあう場を確保します」と掲げています。

▼第3次府中市農業振興計画

農業振興の基本方針「ふれあい農業の推進」の施策に「農業公園の開設」を掲げ、「農業者の協力を得て行う体験講座は、その農業者の作付け計画等により実施場所を毎年検討しています。同じ場所で継続的に体験講座や研修が実施できるよう、現在市の所有地になっている農地の中で農業公園の設置を進めます。設置に当たっては、市民や農業者の意見を参考にし、あわせて体験講座の実施方法も検討していきます」としています。

▼府中市緑の基本計画2009

基本目標1「緑の保全・活用」～歴史・文化をかもし 生き物と共生する 緑のまち～の基本方針2「ふるさとも感じる緑を守り、生かします」の施策5「農地の保全・活用」において「地域の農村文化の継承や、農業従事者の協力による農業知識・技術習得など、土とふれあい農業体験ができる「農」をテーマとした農業公園の整備を検討します」と掲げています。

▼第2次府中市環境基本計画

基本方針1「水と緑が豊かにあるまちを目指します」の市の環境施策の「農地の保全」において「農業公園の設置を進めます」と掲げています。

第2 市民の意識とふれあい農業推進施策の現状

1 市民の農業・農地に対する意識

次のアンケート調査の結果から、農業者や一般の市民にとって、農地・農業とは農産物の供給という機能にとどまらず、「産業」、「健康」、「環境」、「景観」、「防災」、「教育」、「地域コミュニティ」など様々な機能を有するものとして認識されていることがうかがえます。

都市地域において農業・農地を残していくためには、こうした認識が更に多くの市民に広まっていくことが重要であり、農業公園の取組をとおして都市農業の魅力や必要性を多くの人に発信していく必要があります。

【第3次農業振興計画策定のための農家アンケート結果】

設問	農地の多面性について、最も重要だと思うもの（3つを選択）	
結果	安心で安全な食生活を支える役割<産業・健康>	…64%
	緑豊かな環境づくりを支える役割<環境・景観>	…54%
	安全で快適なまちづくりを支える役割<防災>	…33%
	子供たちの成長を支える役割<教育>	…25%
	心ふれあう地域づくりを支える役割<地域コミュニティ>	…21%

【平成25年度市政世論調査結果】

設問	市内の農業・農地について期待していること（複数選択）	
結果	新鮮で安全な農産物の供給	…74%
	自然や環境の保全機能	…38%
	地域産業の活性化	…31%
	食育などの教育的役割	…29%
	生活への潤いや安らぎの提供	…23%
	災害時における避難場所などの防災機能	…18%
	農業体験を通じた地域コミュニティの醸成	…16%
	地域の伝統・文化の継承	…9%
	身近なレクリエーションの場	…6%

2 ふれあい農業推進施策の現状

本市では、都市農業の魅力や必要性を発信していくため、市民と農業とのふれあいを推進する各種の事業を展開しています。今後、農業公園の整備を進めていくうえで、こうした既存事業と十分に連携を図っていくことが必要です。

事業名	内容	実施体制（平成28年度）
市民農業大学	市民を対象に農業者の指導のもとで種まきから収穫までの農業体験講座を行う事業。	○2コース（稲作、秋野菜） ○委託事業
親子ふれあい農園 農業プチ講座	小中学生の市民とその保護者を対象に、農業者の指導のもとで種まきから収穫までの農業体験講座を行う事業。	○親子ふれあい農園 2コース（夏野菜、秋野菜） 農業プチ講座 1コース（花と枝豆） ○委託事業
学童農園	市内小学校において、農業者の指導のもとで小学生が農業体験を行う事業。	○15小学校 ○委託事業
農業体験農園	市民が農園主との年間契約により、割り当てられた区画で農園主の作付計画に沿って指導を受けながら、1年を通じて農業体験を行う事業。	○5か所（全213区画） ○補助事業
市民農園	市所有地等にて、区画を定めて農園として市民に貸し出す事業。	○21か所（全1,436区画） ○直営事業
うね売りの斡旋	市民に農業者の生産した農産物のうね売りを斡旋する事業。	○ジャガイモ 7か所（全309区画） ○ネギ 4か所（全239区画）
援農ボランティアの受入れ先の紹介	市民にボランティアの受入れを希望する農業者を紹介する事業。	○受入れ34か所151人 ※平成27年度実績
農業まつり	農業者と市民とのふれあいを深めるためのイベント。府中産農産物の販売、ステージイベント、農産物の「宝船」や花のピラミッドの展示等。	○11月19～20日の2日間（来場者10,500人） ○委託事業（実行委員会方式で市が事務局）
農産物直売所マップ	市内の共同直売所及び個人直売所を紹介する冊子を作成・無料配布。	○毎年10月～11月に新版を発行（2,600部）

第3 基本理念

農業公園は農業振興計画に掲げる将来像「市民の笑顔をつくりだす新しい府中の農業」を実現するための取組の一つであることを踏まえ、その整備・開設にあたり3つの視点からなる基本理念を次のとおり定めます。

【基本理念】

- ① <市民の笑顔をつくりだす視点>
これまで農業に関心が無かった市民も含め、多くの市民が“農”とふれあい、楽しさを感じられる施設づくり・運営を目指します。
- ② <地域コミュニティを育む視点>
農業者や一般の市民、関係機関との協働により、地域で協力し合って支える、地域コミュニティの輪が広がる施設づくり・運営を目指します。
- ③ <都市農業をPRする視点>
美しい景観、環境保全や防災機能などの農地・農業の持つ多面的機能も含め、農業者が守り育ててきた都市農業の魅力や必要性を多くの人に発信できる施設づくり・運営を目指します。

第4 設置する農業公園の特徴

1 分散型による設置

農業公園を設置する場合には、1か所に大規模な施設を配置する「集中型」と、数か所に小・中規模の施設を配置する「分散型」とが考えられます。

それぞれのメリット・デメリットは次のとおりです。

	メリット	デメリット
集中型	大規模であるため体験農園や直売所、駐車場など様々な機能を盛り込むことが可能。	○身近に利用できる市民は限定される。 ○用地の確保が困難。
分散型	○市民は身近な農業公園を選択して利用することができる。 ○集中型に比べ用地の確保が容易。	スペースの制約から盛り込める機能は限られる（直売所や駐車場など農地以外の機能の確保は困難）。

本市の設置する農業公園については、地域に根差した施設づくり・運営を進めていくという基本理念や用地確保の可能性を踏まえ、「分散型」にて整備を進めることとします。

2 農業公園の立地

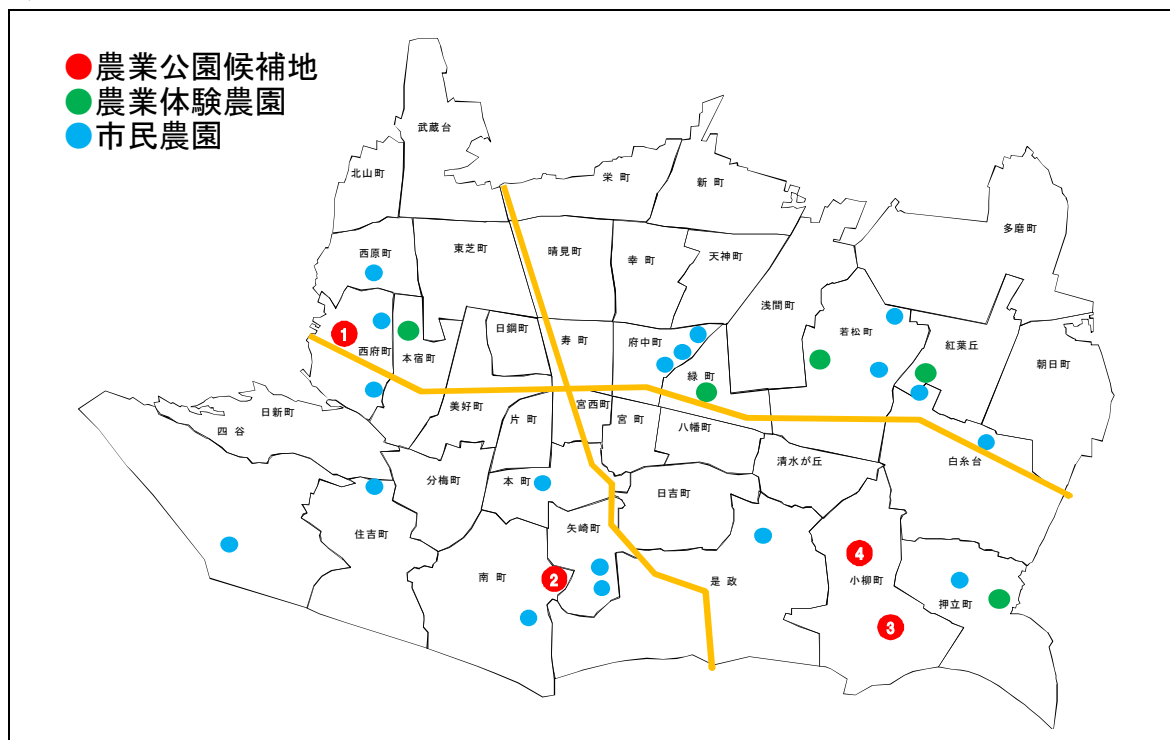
分散型で整備するにあたり、市内を府中街道と甲州街道を境に4エリアに分け、各エリアに農業公園を配置する構想とします。候補地については次のとおりです。

	所在地	面積	エリア	備考
①	西府町4-7-3他 西府町4-9-1他	約2,050㎡ 約1,411㎡	北西部	合計 約3,461㎡
②	南町6-3-1	約1,987㎡	南西部	
③	小柳町6-20-6	約860㎡	南東部	面積規模が小さいため、2か所で一体的な農業公園として位置付ける
④	小柳町2-43-6他	約691㎡		

③と④の小柳町の候補地については、面積規模が小さいため、2か所で一体的な農業公園として位置付けます。

また、北東部のエリアには候補地がありませんが、当該エリアについては、本市の補助事業である農業体験農園（農業者の指導のもと通年で農業体験をすることができる農園）が3か所あり、農業公園の機能を果たしている現状があることから、今後の用地の確保の状況に応じて適宜設置を検討していくこととし、本方針においては上記の4候補地への農業公園の整備について定めることとします。

【農業公園配置図】



【関係機関への確認事項】

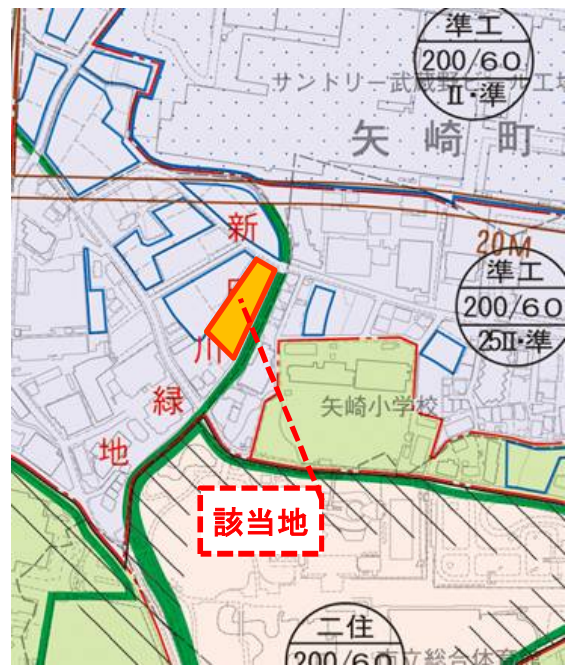
関係機関名 (府中市各課)	確認内容	①西府町4丁目	②南町6丁目	③小柳町6丁目	④小柳町2丁目	摘要
計画課	用途地区、都市計画など法規制の状況確認	一低 80/40 I 無	準工 200/60 25 II 準	一低 100/50 I 準	一低 80/40 I 無	計画道路 無し
建築指導課	道路付確認、区画整理事業、生産緑地地区の内容確認	42条1項1号 W4.0~4.5	42条1項1号 W2.73~9.06	42条2項1号 W1.82	42条1項1号 W3.64~6.0	接道状況 は地図確 認済み
公園緑地課	生産緑地地区の解除必要	—	—	—	条件付き建 築許可	該当せず 問題なし
ふるさと文化財課	埋蔵文化財包蔵地	—	—	—	—	該当せず 問題なし
下水道課	污水排水管の周辺整備状況	合流管2方 向 φ250	分流管 污水φ350 雨水φ250	分流管 污水φ250 雨水φ250	合流管1方 向 φ300	公共下水 道台帳参 照
水道局	上水給水管の周辺整備状況	既存20φ 隣接道路内 CD100	既存13φ 隣接道路内 FCDT150	既存13φ 隣接道路内 FCDT100	隣接道路内 FCDT100	FCD: ダク タイル 鑄 鉄(球状黒 鉛鑄鉄)
環境政策課	地下水揚水施設の設置について	設置可	設置可	設置可	設置可	吐出口 6c m ³ 以下、揚水能 力 2.2KW 以 下、日平均 10 m ³ 、日最 大 20 m ³ 以下
その他	現況	市民農園 (一部)	市民農園	市民農園	水田(市民 農業大学で 活用)	

【都市計画図】

①西府町4丁目



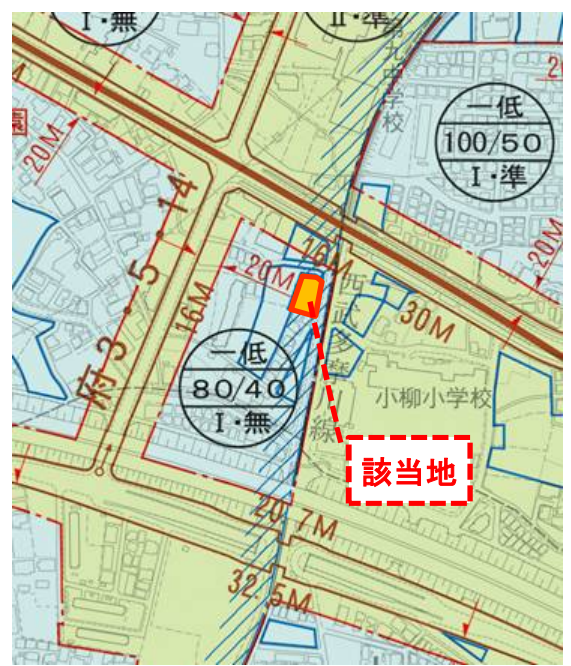
②南町6丁目



③小柳町6丁目



④小柳町2丁目



3 拠点施設とサテライト施設

各候補地のうち面積規模の最も大きい西府町に設置する農業公園を農業公園全体の拠点となる施設、その他の農業公園をサテライト施設（拠点施設から離れた所に設置された付属的施設）と位置付け、それぞれに応じた機能を導入します。

名称（所在地）	位置付け
西府町農業公園（仮称） （西府町4-7-3他、西府町4-9-1他）	拠点施設
南町農業公園（仮称） （南町6-3-1）	サテライト施設
小柳町農業公園①（仮称） （小柳町6-20-6）	サテライト施設
小柳町農業公園②（仮称） （小柳町2-43-6他）	サテライト施設

※以下、「（仮称）」は省略します。

4 特色ある農業公園づくり

農業公園の整備にあたっては、本方針の基本理念を前提に、農地・農業の持つ多面的機能（産業、環境、景観、防災、コミュニティ、食育、健康など）の発揮や都市農業のPRに資するテーマを各農業公園に設け、それぞれの地域の特性や条件に応じた特色ある農業公園づくりを進めます。

5 公設民営方式の導入と市民協働参画型の仕組みづくり

農業公園の管理運営については、民間のノウハウを取り入れながら官民の力をバランスよく発揮することができる公設民営方式（市が施設を所有し、管理運営を民間に委ねる方式）をベースに検討を行います。

また、農園の適切な管理や農業体験講座の指導などの運営面において、農業者の協力がなければ成り立たないことや、市を推進主体に関係機関や地域住民、市民団体、NPO法人などが協力して、充実した体験・交流活動を提供していく必要があることから、地域を中心に様々な主体が運営に携わることのできる市民協働参画型の仕組みづくりを目指します。

第5 基本的な導入機能・利用方針等の検討

1 各種農業施設の機能比較

各種農業施設の機能比較を行うことで、農業公園の意義を再確認し、必要な機能を抽出します。

【各種農業施設の機能比較】

	一般農地	生産緑地	市民農園	農業体験農園	農業公園
生産・収益	◎	◎	×	○	・
景観・環境	・	・	・	・	○
レクリエーション	×	×	◎	◎	○
技術を学ぶ	×	×	・	○	○
文化を学ぶ	×	×	△	○	◎
交流する	×	×	△	○	◎
PRする	×	×	△	○	◎
就農準備の実践	△	△	×	○	△
公共性・恒久性	×	・	・	△	◎

凡例：◎最も重視、○主要に対応する、・対応する、△少し考慮している、×考慮していない

農業公園と農業体験農園の機能は多くの項目で重なりますが、農業公園の最大の特長はその公共性・恒久性にあります。

農業公園は、農業振興や農地保全という公の目的のもと、市民が農とふれあうことのできる場として、地域のコミュニティの醸成を図りながら、より多くの市民に都市農業の魅力や必要性を発信していくことが求められます。特に、これまで農業に対して興味・関心や知識の無かった人に、まず、関わって知ってもらうため公共のPR施設であることが重要です。

2 基本的な導入機能の検討

農業公園の目的や公共施設としての性質を踏まえ、基本的な導入機能を次のとおり整理します。

○農業を体験でき、交流できる機能

市民が農業・農地に実際にふれて、経験すること、知ることができる場とします。また、作物加工や調理、試食の機能も検討します。

○情報発信機能

都市農業の魅力や農地・農業の持つ多面的機能（産業、環境、景観、防災、コミュニティ、食育、健康など）の貴重さを、農業体験講座の参加者だけではなく、散策で立ち寄っただけの利用者でも感じられるような展示の工夫等を行います。

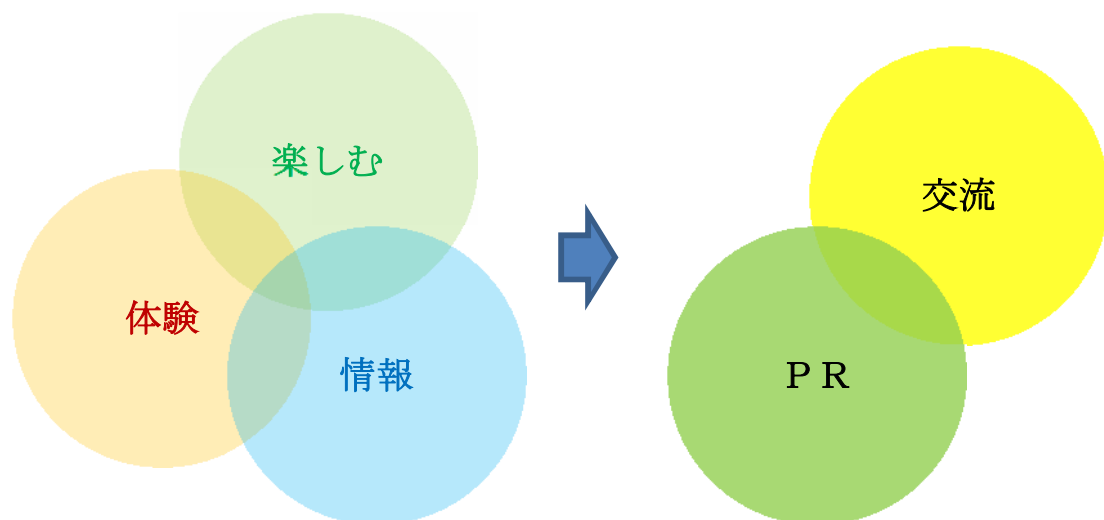
○協働で行う体験や学びを通じて楽しむ機能

自然との関わりや府中農業の歴史・文化などの学びを、利用者同士の協働作業として行うことで、楽しみを感じることでできる機能（利用者の作業記録を残したり、作品を展示する機能など）を導入します。

○気軽に参加できる機能

公共施設として、できるだけ多くの市民の利用が可能となるよう、気軽に参加できる機能や利用条件を整えるとともに、幼児連れや高齢者、障がい者の利用にも可能な限り配慮した施設づくりを行います。

【機能のイメージ】



3 基本的な利用方針の検討

農業公園の利用については、一般の立ち寄り利用、一時的な催し・イベントでの利用、継続的なプログラムへの登録利用の3種類への対応とします。

また、登録利用については、利用ニーズの想定ごとに次のとおり利用方針を設定します。

利用ニーズ	利用方針	利用メニューの例
実践的体験利用	<ul style="list-style-type: none"> ○各種の同一作物をみんなで同時に育てて、比較しながら技術を学んでいくことで、農業の基礎知識と一定レベルのノウハウが習得できるプログラムを提供する。 ○やや高度で実践的な技術力アップを図るプログラムをとおして、利用者の就農希望の喚起につなげる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○実習区画での技術力アップのプログラム（定番数種の堅実な育成） ○協働で取り組む「稲作、豆・穀物類」などのメニュー ○加工や経済性を学ぶ講座、アイデアを出し合って交流するメニュー ○講座・座学や他の農地見学なども随時取り入れる
子ども連れファミリー利用	<ul style="list-style-type: none"> ○子ども連れファミリーが自然にふれあうことを主目的とした利用で、簡易な農業体験と併せて子どもの食育につながるプログラムなどを提供する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○米や夏・秋野菜、根菜などを栽培する定番メニュー ○食育を意識して給食やおやつなどを題材にした加工・料理メニュー ○花づくり、歳時記の行事食・飾り、防災保存食づくりなどのメニュー
中高年世代などのグループ利用	<ul style="list-style-type: none"> ○市民農園では荷が重いと感じる中高年世代の人たちなどが、負担の少ない条件で、利用者同士で関わり合いながら、趣味的に楽しんで体験できるプログラムを提供する。 ○これまで農業に興味・関心がなかった人でも入りやすいテーマ設定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○食材づくりと料理がセットとなった食のテーマから入るメニュー ○ソバ打ち、味噌づくりなどの伝統文化継承メニュー ○農業公園のイメージアップのための花づくり、展示野菜づくりメニュー

4 推定利用者数と農園規模の検討

利用メニューと利用人数に応じた農園の整備を行うため、推定利用者数と農園の規模の設定を行います。

まず、推定利用者数について、これまでの市民農業大学、親子ふれあい農園、農業プチ講座の実績から次のとおり設定します。

利用ニーズ	利用人数	体験参加回数	延べ人数	備考
実践的体験利用	30人程度	8～12回／年	240～360人	実習・講習・座学
子ども連れファミリー利用	50人程度	6～10回／年	300～500人	通年テーマと単独テーマ混合
中高年世代などのグループ利用	50人程度	8～12回／年	400～600人	各種のボランティア参加可
推定利用人数			940～1,460人	

※市民農業大学、親子ふれあい農園、農業プチ講座の年間利用者数 922人（H28実績）

推定利用者数に応じた農園規模を次のとおり設定します。

利用ニーズ	農園の使用想定
実践的体験利用	<p>○実習区画（指導を受けて指定された作物を一斉に作付する区画）を西府農業公園と南町農業公園に分散設置。 30区画×30㎡=900㎡と通路面積の合計で1,200㎡を使用。</p> <p>○協働農園（利用者が協働して使用する農園）として畑500㎡と水田250㎡を使用。 [計 畑1,700㎡、水田250㎡]</p>
子ども連れファミリー利用	<p>○米や夏野菜、秋野菜、根菜づくりを行う協働農園として畑300㎡と水田250㎡を使用。</p> <p>○その他、畑4か所×50㎡=200㎡を使用。 [計 畑500㎡、水田250㎡]</p>
中高年世代などのグループ利用	<p>○プログラムで使用する食材づくりなど、夏野菜、秋野菜、ハーブ、花づくりを行う畑として、畑8か所×50㎡=400㎡を使用。</p> <p>○農業公園の景観を彩る花づくりや展示用の野菜づくりを行うための畑等（入口周辺や外周）として、畑400㎡を使用。 [計 畑800㎡]</p>
まとめ	<p>○合計で水田500㎡、畑2,600㎡程度以上を登録利用のスペースとする。</p> <p>○小柳町農業公園②では、水田での米づくりのほか、秋野菜づくりでも使用する。</p> <p>○西府町、南町、小柳町①の農業公園で、畑2,000㎡程度以上を確保する。</p>

【参考：上記の規模の検討を踏まえた施設構成の一例】

機能区分	西府町農業公園		南町農業公園		小柳町農業公園①		小柳町農業公園②	
	割合	面積(㎡)	割合	面積(㎡)	割合	面積(㎡)	割合	面積(㎡)
管理機能 (駐車場・駐輪場)	15%	519	10%	199	15%	129	10%	69
集会機能 (管理棟等)	15%	519	10%	199	30%	258	10%	69
広場機能 (バント・休憩広場等)	20%	692	20%	397	0%	0		
実習機能 (実習農場・水田等)	50%	1,731	60%	1,192	55%	473	80%	553
合計	100%	3,461	100%	1,987	100%	860	100%	691

第6 各農業公園の方向性

1 西府町農業公園

●テーマ

～農の風景の中で楽しく学べるふれあい農園～

→都市農業への理解を深め農業関係者との交流の輪を広げる

●導入機能（基本構成）

- ①集会機能：管理棟（事務室、研修室、トイレ、調理場、倉庫など）
- ②実習機能：実習農場（体験農園、研修農園、実験農園など）（ハウスも含む）
- ③広場機能：休憩所、広場（イベントや防災訓練でも活用）、水面（水田）など
- ④管理その他：駐車場・駐輪場、井戸、雨水浸透柵、垣根、各種防災機能など

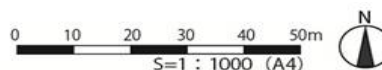
●運用方法（考えられる運営例）

- ・ 作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム
- ・ 地元農業者や農業に詳しい人との交流会や講座など
- ・ 子どもや初心者向けの収穫体験教室（近隣小学校との連携も含む）
- ・ 収穫祭や食育セミナーなどの交流イベント
- ・ 都市農業の担い手を育てる人材育成プログラム
- ・ 新しい府中農業につながる実験的農作物の栽培や展示など
（利用者と協働した取組、農工大学や農業高校との連携なども考えられる）
- ・ 市民農園の利用者の参画

●その他留意事項

- ・ 地域住民の通行路（赤道）、高圧線の位置、日陰となるスペースを考慮した施設配置
- ・ 隣接住宅への配慮（苦情等への配慮）
- ・ 駐車場は管理用、運営に協力する農業者用の駐車スペースにも留意
- ・ 太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討
- ・ 農の原風景を感じられるしつらえや通路のデッキ化による農機具収納などの工夫

【ゾーニング例】



2 南町農業公園

●テーマ

～水と緑に囲まれた自然と都市が共存する体験農園～
→都市農業と水と緑の憩いの中で交流の輪を広げる

●導入機能（基本構成）

- ①集会機能：管理小屋（小規模なもの）
- ②実習機能：実習農場（体験農園、研修農園など）
- ③広場機能：休憩所、小規模な広場（青空教室）、流れ（雑田堀）など
- ④管理その他：駐車場・駐輪場、用具倉庫など

●運用方法（考えられる運営例）

- ・ 作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム
- ・ 「雑田堀用水と親しむ会」、地元の農業者や企業を含む人々との協力体制や交流
- ・ 郷土の森博物館のイベントとのジョイント
- ・ 子どもや初心者向けの収穫体験（近隣小学校との連携も含む）
- ・ 農業担い手を育てる人材育成プログラム

●その他留意事項

- ・ 雑田堀用水の親水公園やビオトープとの関連性への配慮
- ・ 郷土の森公園や博物館など近隣施設との連携
- ・ 隣接住宅への配慮（苦情等への配慮）
- ・ 駐車場は管理用、運営に協力する農業者用の駐車スペースにも留意
- ・ 太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討

【ゾーニング例】



0 10 20 30 40 50m
S=1:1000 (A4)

3-1 小柳町農業公園①

●テーマ

～農の恵みと食へのつながりを学べる食育農園～

→都市農業と食育との関わりを通じて交流の輪を広げる

●導入機能（基本構成）

- ①集会機能：管理小屋（小規模なもの）（近隣公園施設の活用を視野に加工場も検討）
- ②実習機能：実習農場（体験農園、実験農園など）
- ③広場機能：近隣公園施設を活用（休憩所、イベント広場など）
- ④管理その他：近隣公園施設を活用（駐車場、駐輪場）、農産物自動販売機

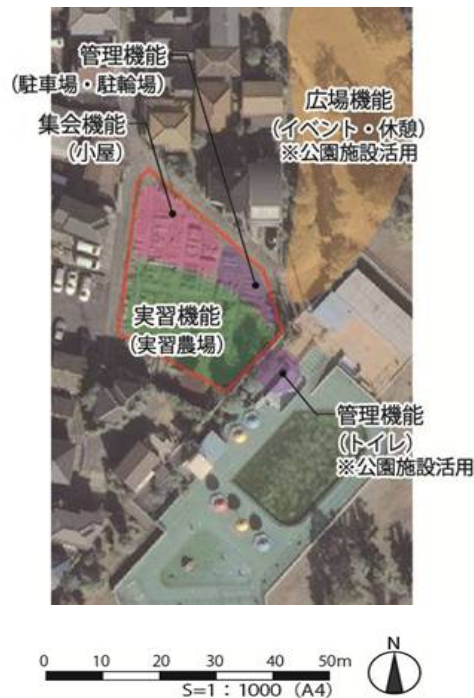
●運用方法（考えられる運営例）

- ・作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム
- ・地元農業者や農業に詳しい人との交流会や講座など
- ・子どもや初心者向けの収穫体験教室（近隣小学校との連携も含む）
- ・収穫祭や食育セミナーなどの交流イベント
- ・都市農業の担い手を育てる人材育成プログラム
- ・市民農園の利用者の参画

●その他留意事項

- ・隣接住宅への配慮（苦情等への配慮）
- ・駐車場は管理用、運営に協力する農業者用の駐車スペースにも留意
- ・太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討

【ゾーニング例】



3-2 小柳町農業公園②

●テーマ

～お米・水田の文化を学べる食育農園～

→お米づくりや水田の文化・生きものを通じて交流の輪を広げる

●導入機能（基本構成）

- ①集会機能：小屋（小規模なものまたは仮設、広場機能と一体）
- ②実習機能：実習農場（体験水田、実験水田など）
- ③広場機能：休憩所
- ④管理その他：駐車場・駐輪場（小規模なものまたは仮設）、トイレ等の水場

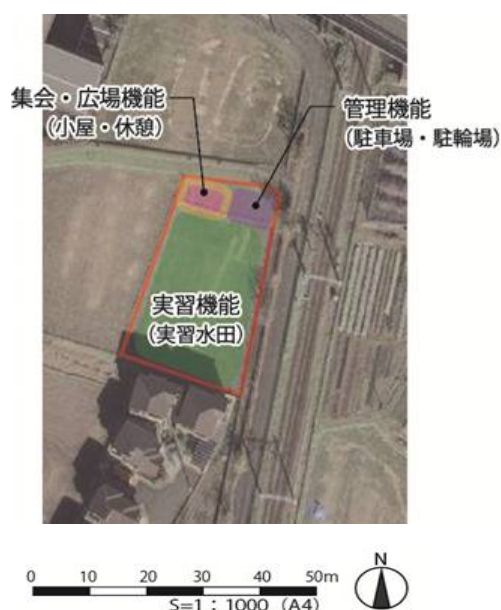
●運用方法（考えられる運営例）

- ・作付けから収穫までの一連の作業を体験できるプログラム
- ・子どもや初心者向けの収穫体験教室（近隣小学校との連携も含む）
- ・学校給食の食材づくり、食育セミナーなどの交流イベント
- ・多磨用水組合による農業体験講座（水田）
- ・米づくりの文化をテーマにしたイベント（ワラの利用など）
- ・田んぼアートや生きものさがしなどのイベント
- ・花の演出（レンゲ、ポピーなどの景観作物）

●留意事項

- ・駐車場は管理用、運営に協力する農業者用の駐車スペースにも留意
- ・太陽光発電の活用やネットカメラの設置などの検討

【ゾーニング例】



第7 農業公園の整備・開設に向けて

1 開設までのスケジュール

3か所の農業公園のうち、拠点施設となる西府町農業公園から整備を行います。南町農業公園及び小柳町農業公園については、西府町農業公園開設後に一定期間その運営上の課題等の検証期間を設け、その後、順次整備に着手します。

なお、西府町農業公園の整備・開設のスケジュール案については次のとおりとし、平成32年度の開設を目指します。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	基本設計・実施設計	整備	供用開始

2 地域における意見交換会の実施

各農業公園の整備に当たっては、設計段階において地域の市民・農業者等とのワークショップ型の意見交換会を実施し、市民や農業者が意見を出し合って協働でつくりあげる農業公園を目指します。

【今後の検討のポイントと対応策】		
カテゴリ	ポイント	対応策
農業体験	企画・指導	やさしく教えるマイスター確保
集客	特徴づけ・魅力づくり 利用しやすさ	まずは注目されることが大切 利用者本位の目線
維持管理	技術者への委託 景観・環境の維持	農業者等への委託 きめ細かい手間をかける
運営管理	プログラム企画・調整 プログラム運営	利用者に合った幅広いプログラム スタッフの確保
情報伝達	解説・発信	やさしく伝えるマイスター確保 熟練のわざやおもてなしの心

参考資料

資料 1 府中市農業公園整備計画検討協議会委員名簿

	氏名	選出区分	所属等	備考
1	筒井 敏彦	学識経験者	日本獣医生命科学大学 名誉教授	会長
2	石阪 脩	府中市農業委員会長	府中市農業委員会長	副会長
3	高野 茂久	府中市農業委員会推薦 の農業者		
4	松本 良幸	府中市農業委員会推薦 の農業者		
5	谷中 智一	府中市農業委員会推薦 の農業者		
6	村野 礼征	農業関係団体	マインズ農業協同組合 本店地域振興部指導課長	
7	木下 高一	東京都農業振興事務所	東京都農業振興事務所 振興課課長代理	
8	三上 かずみ	消費者関係団体	生活協同組合コープみらい 東京都本部東京6ブロック 委員会委員	
9	齋藤 裕吉	府中市教育委員会委員		
10	千金楽 千詠	公募市民		

(選出区分別の50音順・敬称略)

資料2 府中市農業公園整備計画検討協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成27年3月府中市条例第1号）第2条第2項の規定に基づき、府中市農業公園整備計画検討協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市長の諮問に応じて、農業公園（市民と農業とのふれあい等を目的として設置する公園をいう。）の整備に係る計画の案に関する事項について調査審議するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員10人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
- (2) 府中市農業委員会の会長 1人
- (3) 府中市農業委員会の推薦する農業者 3人以内
- (4) 農業関係団体の構成員 1人
- (5) 東京都農業振興事務所の職員 1人
- (6) 消費者関係団体の構成員 1人
- (7) 府中市教育委員会の委員 1人
- (8) 公募による市民 1人

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱のあった日から平成29年3月31日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

- 2 この規則は、第4条に規定する委員の任期が満了する日限り、その効力を失う。

資料3 府中市農業公園整備計画検討協議会開催経過

回	年月日	主な内容
第1回	平成28年11月22日	<ul style="list-style-type: none"> ・会長及び副会長の選出 ・諮問 ・会議の公開等について ・農業公園開設に関する経緯等について ・現地視察
第2回	平成28年12月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・府中市農業公園の整備に係る基本方針（草案）について ・基本理念について ・本方針の前提について ・各農業公園のテーマについて ・西府農業公園の整備・開設スケジュールについて
第3回	平成29年 2月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の基本理念について ・農業公園毎の整備等の方向性について
第4回	平成29年 3月 7日	<ul style="list-style-type: none"> ・答申（案）について